

自死事件に関する作成文書等不存在非公開決定審査請求事案（番号 50）

審査会の結論		諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。
行政文書公開請求	請求日	令和2年7月23日
	請求内容	1. ○○年○○月、府立○○高校の男子高校生が、学校の指導を原因として自殺したと報道された事件について、府で作成された資料全て（紙をスキャンするのではなく、電子データで公開すること）。 2. 上記事件を受け、府で作成された自死生徒および遺族等についての対応にかかる手引き。
	実施機関の決定	令和2年8月20日付け教高第2321号による不存在非公開決定。 【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】 2. に係る請求文書は作成又は保存していないため、管理していない。 【備考】 この決定は、本件請求文書のうち、2. に係るものです。
審査請求書	請求日	令和2年11月5日
	趣旨	処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。
	理由	請求文書2. について、府立○○高校校長が作成したと発言していたため存在することは自明である。よって不服とする。
弁明書	本件請求に係る行政文書を作成または保存していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。	
反論書	「弁明の理由」について、請求文書2. については、○○高校校長が存在すると発言していたため、存在するはずである。従って不服とする。	
判断	<p>1 平成18年に制定された自殺対策基本法（平成18年法律第85号）は、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としており、同法第3条第2項は、当該目的達成のため、地方公共団体の責務を定めている。</p> <p>国の自殺総合対策要綱において、児童生徒の自殺予防対策に資する教育の実施や、学校での事後対応の促進が求められている。地方公共団体等においては、教員に対し、児童生徒のに向けた自殺予防教育及び遺族支援等の事後対応に係る研修等が行われ、地域の実情を反映し、自殺予防の啓発パンフレット及び事後対応のマニュアル等が独自に作成されている状況である。</p> <p>大阪府においても、このような求めに応じ、令和2年7月に、「子どもの自死（疑いを含む）が発生した際の緊急対応のてびき」（以下「てびき」という。）を作成している。</p> <p>実施機関が、本件請求2について、請求内容1に記載されている事案をきっかけとして作成された手引きの公開を求められたものと解し、てびきは実態として、具体的な事件をきっかけとして作成したものではないことから、実施機関の判断は、不合理ではない。</p>	

判 断	2 よって、「審査会の結論」のとおり答申する。
経 過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月23日 同日付け公開請求 ・ 同年8月20日 不存在非公開決定 ・ 同年11月5日 審査請求 ・ 同月26日 弁明書 ・ 令和3年1月3日 反論書 ・ 同年2月19日 諮問